

議第 1 3 1 9 号

平成 3 0 年 6 月 2 1 日 付 け 都 計 第 1 5 0 号 の 2 熊 本 県 知 事 付 議

熊 本 県 都 市 計 画 道 路 の 変 更 の 件 (惣 領 木 山 線 他 1 路 線 : 益 城 町)

平 成 3 0 年 6 月 2 9 日 提 出

熊 本 県 都 市 計 画 審 議 会
会 長 両 角 光 男

都計第150号の2
平成30年6月21日

熊本県都市計画審議会
会長 両角 光男 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



熊本都市計画道路の変更の件（惣領木山線他1路線：益城町）について
このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により別添のとおり貴審議会に付議します。

熊本都市計画道路の変更（熊本県決定）

都市計画道路3.5.94号木山宮園線、3.5.95号惣領木山線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3.5.94	木山宮園線	益城町大字木山字居屋敷	益城町大字宮園字一ノ迫	益城町大字宮園字辻	約1,190m	地表式	2車線	14.0m	幹線街路と平面交差3ヶ所	
	3.5.95	惣領木山線	益城町大字惣領字木神	益城町大字寺迫字中原	益城町大字馬水字大辻	約3,760m	地表式	2車線	14.0m	幹線街路と平面交差5ヶ所	

「位置、区域及び構造は計画図面表示のとおり」

都市計画を変更しようとする理由

●3・5・94号木山宮園線、3・5・95号惣領木山線

益城町市街地は、熊本都市計画区域マスタープランにおいて「郊外部市街地」に位置付けられ、幹線道路沿道を中心に地域生活サービスに資する施設を配置し、緑豊かな低密度の住宅地と調和した良好な住環境の充実に努めている。

しかし現状は、狭隘な道路や旗竿敷地により構成された密集市街地を呈しており、市街地内の交通渋滞対策や歩行者・自転車の安全な通行空間の確保がまちづくりの喫緊の課題となっている。

併せて、熊本地震では、市街地内の多くの箇所において、倒壊した家屋等により道路が塞がれ、通行機能を喪失し、避難や救急、復旧活動の大きな支障となった。

益城町では、「益城町復興計画」を策定し、災害に強いまちづくりを推進するため、適切に幹線街路を配置し、災害時にも機能を発揮する道路ネットワークを構築することとしている。

町が復興計画において位置付けている、災害に強い道路ネットワークを構成し、都市内の円滑な交通や歩行者及び自転車の安全な通行空間を確保するため、木山宮園線、惣領木山線を都市計画道路に追加する。

熊本都市計画道路の変更（新旧対照表）

（ ）内は旧

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	(-) 3.5.94	(-) 木山宮園線	(-) 益城町 大字木山 字居屋敷	(-) 益城町 大字宮園 字一ノ迫	(-) 益城町 大字宮園 字辻	(-) 約1,190m	(-) 地表式	(-) 2車線	(-) 14.0m	幹線街路と平面交差 3ヶ所	
	(-) 3.5.95	(-) 惣領木山線	(-) 益城町 大字惣領 字木神	(-) 益城町 大字寺迫 字中原	(-) 益城町 大字馬水 字大辻	(-) 約3,760m	(-) 地表式	(-) 2車線	(-) 14.0m	幹線街路と平面交差 5ヶ所	

熊本都市計画道路(木山宮園線・惣領木山線)の都市計画の変更(案)について

1 付議事項

都市計画道路3・5・94号木山宮園線及び3・5・95号惣領木山線を次のように追加する。

路線名	道路種別	延長	構造形式	車線数	幅員
(-) 3・5・94 (-) 木山宮園線	(-) 幹線街路	(-) 約1,190m	(-) 地表式	(-) 2車線	(-) 14.0m
(-) 3・5・95 (-) 惣領木山線	(-) 幹線街路	(-) 約3,760m	(-) 地表式	(-) 2車線	(-) 14.0m

() は旧 ※幅員は、有効幅員

2 付議理由

3・5・94号木山宮園線及び3・5・95号惣領木山線

益城町市街地は、熊本都市計画区域マスタープランにおいて「郊外部市街地」に位置付けられ、幹線道路沿道を中心に地域生活サービスに資する施設を配置し、緑豊かな低密度の住宅地と調和した良好な住環境の充実を図ることとしている。

しかし現状は、狭隘な道路や旗竿敷地により構成された密集市街地を呈しており、市街地内の交通渋滞対策や歩行者・自転車の安全な通行空間の確保がまちづくりの喫緊の課題となっている。

併せて、熊本地震では、市街地内の多くの箇所において、倒壊した家屋等により道路が塞がれ、通行機能を喪失し、避難や救急、復旧活動の大きな支障となった。

益城町では、「益城町復興計画」を策定し、災害に強いまちづくりを推進するため、適切に幹線街路を配置し、災害時にも機能を発揮する道路ネットワークを構築することとしている。

町が復興計画において位置付けている、災害に強い道路ネットワークを構成し、都市内の円滑な交通や歩行者及び自転車の安全な通行空間を確保するため、木山宮園線、惣領木山線を都市計画道路に追加する。

3 変更の内容(木山宮園線・惣領木山線)

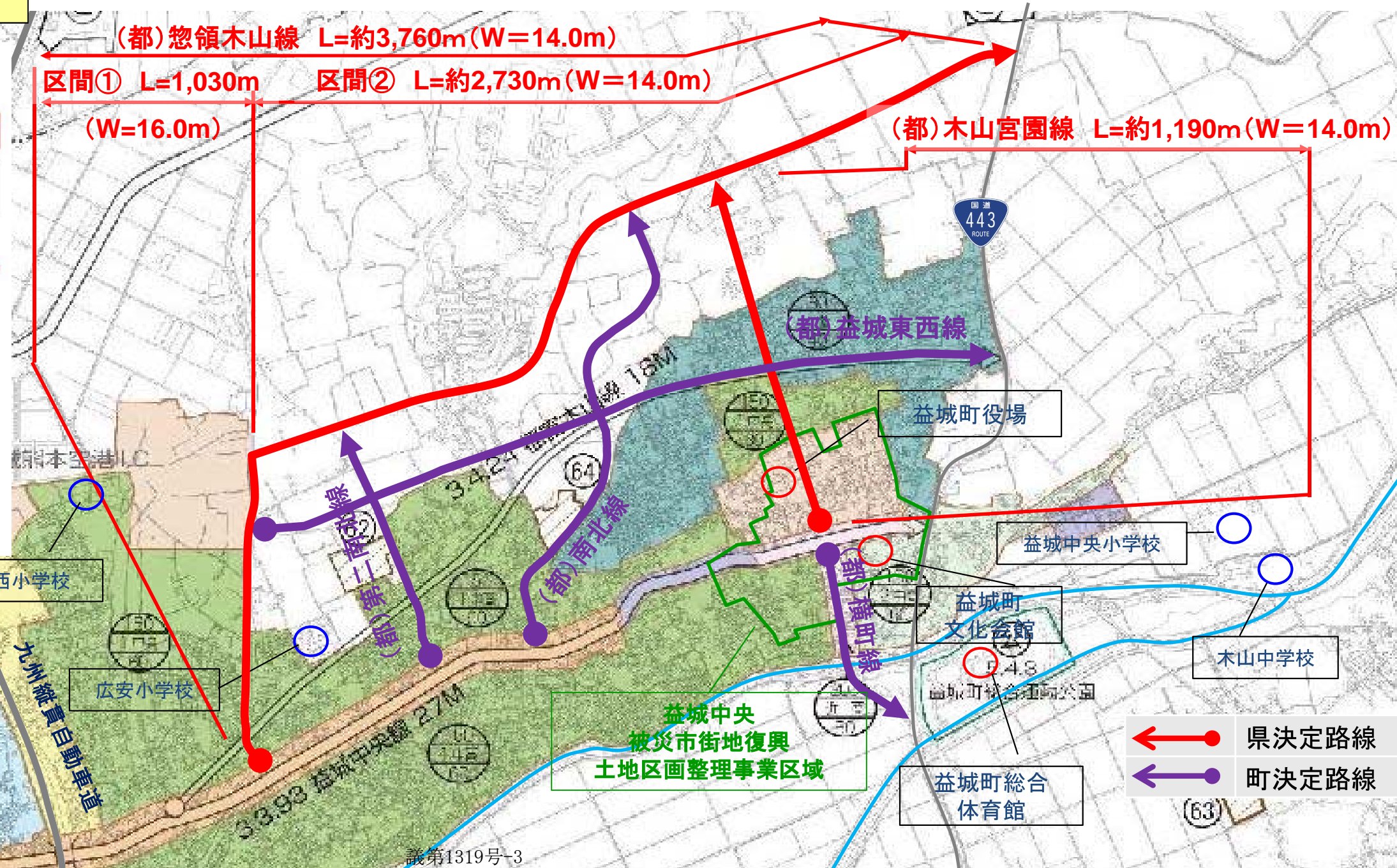
標準断面図

◆惣領木山線(区間①)



◆惣領木山線(区間②)

◆木山宮園線



用途地域	種別	名称	居住	容積率	高さ	備考
第1種低層住居専用地域	1	第一種低層住居専用地域	20%	60%	10m以下	第一種低層住居専用地域
	2	第一種低層住居専用地域	25%	80%	10m以下	第一種低層住居専用地域
第2種低層住居専用地域	1	第二種低層住居専用地域	40%	80%	12m以下	第二種低層住居専用地域
	2	第二種低層住居専用地域	50%	100%	12m以下	第二種低層住居専用地域
第1種中層住居専用地域	1	第一種中層住居専用地域	40%	100%	15m以下	第一種中層住居専用地域
	2	第一種中層住居専用地域	50%	150%	15m以下	第一種中層住居専用地域
第2種中層住居専用地域	1	第二種中層住居専用地域	50%	100%	15m以下	第二種中層住居専用地域
	2	第二種中層住居専用地域	60%	150%	15m以下	第二種中層住居専用地域
第1種住居地域	1	第一種住居地域	60%	200%	20m以下	第一種住居地域
	2	第一種住居地域	60%	200%	20m以下	第一種住居地域
準住居地域	1	準住居地域	60%	200%	20m以下	準住居地域
	2	準住居地域	60%	200%	20m以下	準住居地域
近隣商業地域	1	近隣商業地域	80%	200%	30m以下	近隣商業地域
	2	近隣商業地域	80%	200%	30m以下	近隣商業地域
商業地域	1	商業地域	80%	500%	60m以下	商業地域
	2	商業地域	80%	500%	60m以下	商業地域
準工業地域	1	準工業地域	60%	200%	20m以下	準工業地域
	2	準工業地域	60%	200%	20m以下	準工業地域
工業地域	1	工業地域	60%	200%	20m以下	工業地域
	2	工業地域	60%	200%	20m以下	工業地域

← 県決定路線
← 町決定路線

